

令和6年

5月24日

公布

道路交通法 一部改正のあらまし

令和6年11月1日施行の内容

「公布後2年以内に施行」の内容

令和8年5月23日までに施行

自転車等に対する交通反則通告制度(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に (法第125条及び別表第2関係)

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反を迅速かつ円滑に処理することになります。

反則金制度の
対象となる違反行為は

113種類

※反則金額は原付バイクと同等になる見込みで、施行までに政令で定められます。

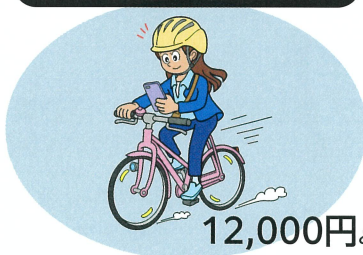
違反例と反則金額

※掲載した反則金額は同等となる見込みの「原付バイク」の金額です。

取り締まりの
対象年齢は

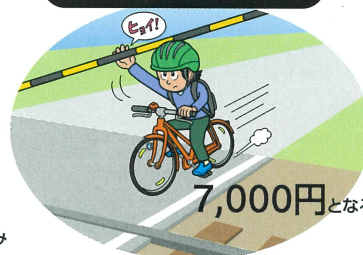
16歳以上!

携帯電話の使用等(保持)



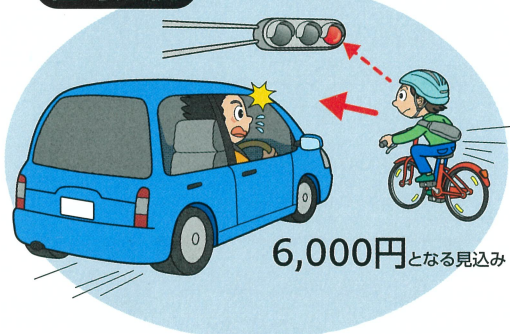
12,000円となる見込み

遮断踏切立ち入り



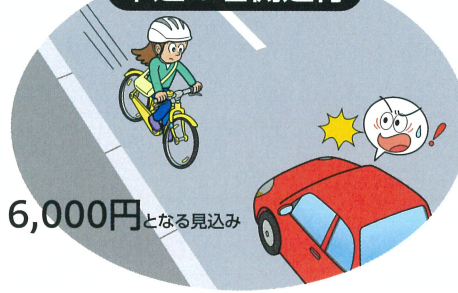
7,000円となる見込み

信号無視



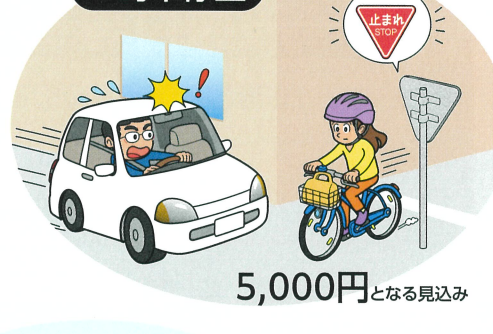
6,000円となる見込み

車道の右側通行



6,000円となる見込み

一時不停止



5,000円となる見込み

徐行せずに歩道通行



「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な24種類の違反行為は、反則金制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

自転車は車のなかまです。
ヘルメットを着用し、ルールを守って安全に!

自転車の基本的なルール
「自転車安全利用五則」を
確認してみましょう。▶▶▶



警察官の指導や警告を受けた場合は
すみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や
通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、
交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、
取り締まりの対象となります。



※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行くと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。

取り締まりは、
自転車事故が多い時間帯や
場所为重点的に実施される
予定です。

神奈川県警察

「自転車の危険な行為である「酒気帯び運転」と、「携帯電話使用等」に罰則が新設

罰則対象外だった禁止行為に
罰則が設けられました
(法第117条の2の2及び第117条の3の2関係)

酒気帯び運転の禁止

罰則 3年以下の懲役
または50万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転を
幫助した者にも罰則が適用!

車両の提供
罰則 3年以下の懲役
または50万円以下の罰金



酒類提供・依頼して同乗
罰則 2年以下の懲役
または30万円以下の罰金

都道府県公安委員会規則での禁止を、
新たに道交法上で一律に禁止し罰則を強化 (法第71条関係)

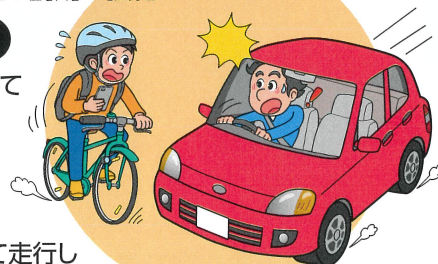
携帯電話使用等の禁止

走行中、携帯電話等を手で持って
通話したり、画像を注視すると、
携帯電話使用等(保持)

罰則 6カ月以下の懲役
または10万円以下の罰金

携帯電話等を使用して走行し
交通事故を起こすなどすると、
携帯電話使用等(交通の危険)

罰則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金



※道路交通法の改正により、自転車運転者講習の受講命令の対象となる「自転車危険行為」に「酒気帯び運転」と「運転中の携帯電話使用等」が加わります。

原動機付自転車等の「運転」が明確に (法第2条関係)

原動機に加えペダルを備える車両の運転が、原動機付自転車や自動車の運転に該当することを明らかにすることで、
「自転車だと思っていた」「免許が必要だと知らなかった」などの誤解をなくし、ルール違反を抑止します。

ペダル付き原動機付自転車
(いわゆる「モペット」)は…
自転車ではなく
一般原付等です

モーターを作動させずにペダルを用いて、
人の力のみで走行させた場合でも、一般
原動機付自転車または自動車にあたるため、
区分に応じた交通ルールを守らなければなりません。

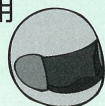


保安基準に適合したものに乗りましょう

※見た目が似ている「電動アシスト自転車」は、人の力を補うために基準を満たした
原動機を用いて走行する「自転車」です。(車体の大きさや構造が内閣府令で定める基準を満たすことで普通自転車として扱われます)
ペダル付き原動機付自転車とは別の乗り物なので注意。

公道を走行するためには…

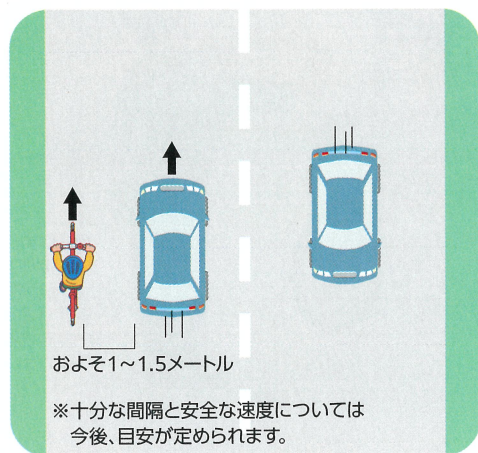
- 運転免許が必要
- ブレーキランプ、ウィンカー、バックミラー等の備え付け
- ナンバープレートの取付け・表示
- 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入
- 乗車用ヘルメットの着用
- 車両区分に合った交通ルールの遵守



令和8年5月23日までに施行

車が自転車等を追い抜く際に、自転車等の安全を確保するための規定が創設 (法第18条関係)

同一方向に進行する自動車等と自転車との事故のうち、自転車の右側面が接触する事故の割合が
増加傾向にあることから、車道での側方接触を防止するための新たなルールが定められました。



※十分な間隔と安全な速度については
今後、目安が定められます。

車道で自動車等が自転車等の右側を通過する場合に、
両者の間に十分な間隔がないとき…



自動車等は

※ここでの「自動車等」とは、自動車や
原付バイク(特定小型原動機付自転車を除く)のことです。

自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

左側寄り通行等違反

罰則 3カ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

※交通の危険を生じさせるおそれがある場合
3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金



自転車等は

※ここでの「自転車等」とは、
自転車や特定小型原動機付自転車などのことです。

できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

左側寄り通行等違反

罰則 5万円以下の罰金

普通仮免許等の年齢要件が、18歳から「17歳6カ月」に引き下げに (法第88条及び第96条関係)

準中型・普通自動車仮免許の取得と、準中型・普通自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢が
引き下げられることにより、早生まれの高校生も、進学や就職前に普通免許等を取得しやすくなります。

※普通免許等の年齢要件は引き続き18歳です。